



北信五岳。

PIGEON POST
N°9

ピジョンポスト

Miyama Information

改正目前! 水質汚濁防止法に関する重要なお知らせ

地下水汚染の未然防止を目的とした改正水濁法が6月1日より施行されます。



罰則を伴う新たな規制の創設

主な改正点は3つ

- ① 法適用の対象となる施設の拡大
- ② 施設の構造等に関する基準の新設
- ③ 施設の定期点検、記録保管の義務化

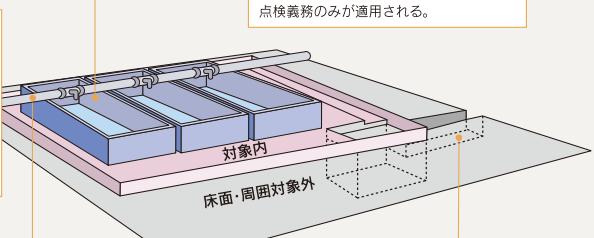
本改正法は新設の施設だけでなく既存施設も適用対象です。既存施設については「構造基準」のみ3年間の猶予があるものの、有害物質貯蔵指定施設等についての届け出義務や施設の定期点検、記録の保管について即時に適用される為、違反をすれば罰則の対象となります。



構造基準や定期点検の適用範囲は4ヶ所

有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設の設置者は、次の4ヶ所について地下水汚染を防止する為の構造を満たし、定期点検を行う必要があります。

② 床面及び周囲
施設の下部に加え、当該施設の稼働及び関連する作業によって有害物質が飛散や漏えいした際に地上部に影響が及ぶことが想定される範囲、施設の周囲に防護堤等の流出防止の措置が取られている場合には、その範囲までが対象。



③ 施設本体に付帯する配管等
配管本体、継手類、フランジ類、パレット類、ポンプ設備等をいい、有害物質を含む水が流れる部分が対象。地上配管と地下配管では異なる基準が設定される。

④ 施設本体に付帯する排水溝等
排水溝、排水橋及び排水ポンプ等の排水系統の設備を指す。有害物質を含む水が流れ部分が対象となり、有害物質を含む水の処理を目的とした排水処理施設に流入する排水溝も適用対象。

※内容は「地下水汚染の未然防止のための構造と点検・管理に関するマニュアル(案)(第1版)」に基づいています。

施設の構造と点検に関する3段階の基準

改正法では施設の構造等に関する基準と定期点検の方法を連動させて規定し、次の三段階の基準で義務を課しています。

A基準	6月1日以降に新設する対象施設に適用される。 ① 構造等に関する基準はA基準よりも緩やかなものを適用 ② 定められた定期点検義務を順守
B基準	A基準を満たす事ができない施設に適用 (6月1日より前に設置された既存施設のみ適用可能) ① 構造等に関する基準はA基準よりも緩やかなものを適用 ② A基準よりも高い頻度での定期点検を義務付け
C基準	A基準・B基準を満たす事ができない施設に適用 (既存の施設であって、法施行後3年間のみ適用可能) ① 構造等に関する基準は無し ② B基準より一層高い頻度、レベルでの定期点検を義務付け

※A基準及びB基準に適合しない施設は、3年内に適合した施設への変更が必要です。

新設の施設	改正水濁法施行後3年間	施行後3年以後
	A基準のみが適用される	
既設の施設	「構造等に関する基準」の適合状況によりA・B・Cのいずれかの基準を適用。	C基準は3年以内にAまたはB基準に適合した施設への変更が必要。

早期発見 早期改善 工場診断のご案内

ミヤマでは工場診断を行い、設備の構造や仕様の確認、定期点検の代行、法改正に伴うコンサルティングや設備改善提案等を行っています。詳しくは環境保全事業部までお問い合わせください。



総合環境企業

ミヤマ株式会社

本社／〒381-2283 長野県長野市丹波島一丁目1番12号 TEL.026-285-4166(代) FAX.026-283-0011

■リサイクルセンター／長野・松本・東京・燕・秋田・名古屋・大阪 ■工場／長野・中野・上越・分水・燕・大町
■技術開発センター ■EM開発センター ■装置機材センター ■保全機材センター
■名古屋プラントサービスセンター ■新潟プラントサービスセンター ■関西プラントサービスセンター
■営業所／盛岡・秋田・仙台・郡山・宇都宮・水戸・新潟・長岡・燕・上越・中野・長野・上田・松本・諏訪・甲府・前橋・埼玉・東京・千葉・横浜・静岡・富山・名古屋・京都・大阪

詳しくは当社ホームページへ <http://www.miyama.net/> ミヤマ 検索

PIGEON POST vol.09

発行日：平成24年5月1日 発行人：南 克明 編集：ミヤマ株式会社 広報室 デザイン：トドロキデザイン